



「平和」 安保法案＝戦争法案の廃案と沖縄基地問題解決を 事務局より

政府が上程した「平和」安保法案＝戦争法案(すでに定着した呼称)をめぐる、反対運動が高まっています(6月14日の国会前集会には2万5000人が参加)が、この法案を廃案に追い込むことと沖縄基地問題の解決は密接不可分の関係にあるにもかかわらず、沖縄基地問題に関して国会審議ではこの点の指摘が弱く、メディアの報道もその点がほとんど触れていません。その点について述べてみたいと思います。

◇ 憲法違反は承知の上？

2014(昨)年7月1日の閣議決定とアメリカとの約束を基に5月15日に政府が上程した「平和」安保法制(案)＝11法案一括が国会の審議にかかっています(おそらくこの通信の発行時は、その審議の最中ではないかと思います)。

この「平和」安保法制(案)の国会審議で、政府は日本国憲法下で集団的自衛権が認められる根拠の説明ができず、さらに「存立危機事態」と力説しても、その中身は全く説明できないなど、あまりにもずさんででたらめです。開いた口がふさがらないとはこのことです(内閣官房のホームページで『「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答』を見ると、その傲慢さがよくわかります)。

そんな中で、この法案の本質を的確に表現したのは安倍首相の「切れ目のない」防衛法制の整備と、追い打ちをかけた中谷防衛大臣の「憲法をこの法律に合わせた」という発言でした。これらの発言は、憲法を超えていつでも紛争に参加できる体制の整備のために法案を作ったと告白したも同然です。つまり最初から、憲法違反を承知の上だったともいえます。

それがいまや、法案の本質が国会参考人の3名の憲法学者による憲法違反という指摘によって白日にさらされ、この法案を取り巻く議論の「潮目」が変わりました(BLOGOS/6月15日付、長谷部恭男教授と小林節教授の会見も参照<http://blogos.com/article/116803/>)。

◇ 米軍の辺野古移転と戦争法案は一心同体

ここで改めて、閣議決定後の1年間に起こった沖縄の政治的变化を見てみましょう。

2014年11月の沖縄知事選では、辺野古への基地移転に反対を表明した翁長雄志氏が自民党のなりふり構わぬ利益誘導の選挙活動を打ち破って当選し、それに続く12月の衆院選では4つの小選挙区で自民党関係候補が全て落選し、辺野古への基地移転反対の候補が当選しました。名護市議選、名護市長選から続いている沖縄市民の勝利

は、明確に辺野古への米軍基地移転に反対の意思表示をしたということです。

5月17日には那覇市で開催された辺野古移設の反対集会に3万5000人が集まり、また米軍普天間飛行場の県内移設計画断念を米政府関係者らに求めるため渡米した翁長知事は、6月1日のアメリカでの記者会見で沖縄の基地負担について「過重で県民の自由、人権、民主主義を保障できない」と訴えました。基地問題は平和と民主主義の問題なのです。沖縄にアメリカの戦争の最前線基地があるということは、日本がアメリカの戦争の最前線基地だということです。私たちはこの事実をもっと強く受け止める必要があると思います。なぜなら、沖縄の基地問題は突きつめていくと、平和主義を貫くかどうかという日本の進路を決する問題に行き着くからです。

安倍首相がなぜアメリカに出向いて、日米ガイドラインまで変えて集団的自衛権の行使が可能とな

る法律を作ることを約束したのか。それは安倍首相独自の戦前の日本のように軍事力を持つ大国を作りたいという戦前への回帰「野望」と、1952年以降綿々と継続・拡大される日米安保条約という、日米軍事同盟があるからです。これ自体、9条に反する条約です。にもかかわらず、集団的自衛権行使の議論の中で政府から、アメリカとの共同軍事作戦の話が躊躇なく出されていますが、なぜその根拠となる日米軍事同盟の是非が焦点とならないのか。このことこそが、問題ではないでしょうか。

ですから、9条に反して、安保条約を根拠に返還された沖縄にアメリカの軍事基地があるという現実を変えることと、戦争法案を廃案にすることは一体のものです。それが、今以上に憲法に基づく平和主義を貫き、世界に発信できる国になる途につながるということをいま一度、私たち市民は胸に刻むべきだと思います。

(H.K.)

聴講レポート～法学館憲法研究所・2015 憲法フォーラム @ 伊藤塾 東京校(渋谷)～ 第一回 「憲法の平和主義を突き詰めて考える」

6月6日、2015 憲法フォーラムの第一回が行われました。「憲法の平和主義を突き詰めて考える」と題して、伊藤真氏のスピーチと水島朝穂氏の講演です。本フォーラムは『伊藤真が問う 日本国憲法の真意』（日本評論社、2015年）の出版を受けたもので、今後、著者の森英樹氏（7月3日）、浦部法穂氏（7月18日）の講演が予定されており（いずれも伊藤真氏がスピーチを行う）、ぜひ参加を呼びかけます。HuRP 通信でも毎回レポートする予定です。詳細は法学館憲法研究所ウェブサイト (<http://www.jicl.jp>) へ。

この日は、まさに国会で想定外のことが起こった2日後だった。衆院憲法審査会において参考人として発言した3人の憲法学者が、いずれも集団的自衛権行使が可能となる「平和安全法制」を違憲としたことである。やはり水島氏の講演はそこから始まったことである。やはり水島氏の講演はそこから始まった。現在動いているこの重要な論戦の評価・分析を聞くことができたのは非常に幸運だった。

解釈の変更によって実質的な改憲を行おうとする、昨年7月1日の「閣議決定」自体が憲法違反なのに、それに基づく諸法案が国会に提出されると



水島朝穂 氏

いうこの事態に、どう向き合うか。水島氏は「国会議員の役割は、国会での質問によって答弁を引き出し、追及すること」。その追及すべき「安倍の嘘とまやかし」を、論点ごとに資料やグッズを見ながらいくつか説明いただいた。

たとえば、武力行使の新3要件について。何と山本五十六による『軍艦外務令解説』（1938（昭和13）年）にあるものとそっくりで、まったく歯止めにならないだけでなく、この論理を使って自衛権の拡大解釈ができること。さらに、「切れ目なく」という言葉は seamless の訳でアメリカの使用する軍事用語であり、事前手続きや承認、色々な制約を全部除いて、軍が軍事的合理性に基づいて現場が動ける仕



伊藤真 氏

組みを指すこと。また「グレーゾーン事態」というものを作り出し、これまで政府解釈でも認めてこなかった自衛隊の領域警備行動を入れようとしているが、領海侵犯という概念は国際法上あり得ず（無害通行権で出入りできる）、本来は海上保安庁で対応できること、など。

「突き詰めて考える」こと。それは安倍政権が行っていることと対極にある。国会答弁を見ていると、もはや違憲であっても構わないと言わんばかりの高圧的な物言いだ。世論調査では反対が上回っており、これ以上の主権者軽視は許されるべきではない。このようなときこそ、議論を注視しながら私たちは考え行動すべきだろう。 (A)

沖縄・辺野古～米軍基地問題によせて

さる6月1日、辺野古に行ってきた。辺野古へは那覇市内から路線バスで片道2時間以上の旅。キャンプ・キンザーから始まって、いくつもの米軍施設を通過してゆく。最初は興奮して見た、軍施設のフェンスに貼られた「無断に立入ることはできません。違反者は日本国の法律に従って罰せられます」という看板も、あまりのしつこさに、うんざりしてくる。本当は僕たち日本人がフェンスの中に入れて



辺野古のバス停そばにある看板



辺野古の集落（右に見える鉄塔の奥の方に、キャンプ・シュワブのゲートがある）

いるのじゃないか、と錯覚するほどの巨大なキャンプ・ハンセンを過ぎると、キャンプ・シュワブに到着する。

キャンプ・シュワブのゲート前の道路では、さまざまな団体が抗議の座り込みを行っていた。道を挟んだ門側では、民間の警備会社と思われる制服を着た人間が対峙するように立っていた。ゲートから集落を抜けて海に面したところに辺野古のテント村があった。時間が早かったことと、台風の影響でボーリング調査が中止されていたこともあって、テント村の方は静かだった。テントの中にいた人はTV局の取材に追われていたので、挨拶だけを済ませて、海岸の方に向かってみた。海は、やはり沖縄の

海らしく、水が澄んで、登川誠仁 with ソウル・フラワー・ユニオンが歌うような「緑の沖縄」が広がっていた。

沖縄の地元ニュースでは、連日、辺野古関連がトップである。僕が行ってきた翌日は、ボーリング調査が再開されて海岸で抗議をする人々の映像に続けて、琉球新報・沖縄テレビの合同世論調査で県民の「83%が辺野古移設に反対」という結果が出たと報じられていた。しかし、現政権は「銃剣とブルドーザー」を思い起こさせるような強引な方法で、辺野古の自然を破壊する。そのどこが「新しい国へ 美しい国へ」なのか、“バカ殿”には、そう尋ねたいものだ。 (Y.N.)



辺野古の海（右のフェンスはTVでもよく映る）

イベント情報 >>>

ねりま九条の会 11周年記念 講演会

「憲法が守った70年の平和—戦争はイヤ！九条をまもろう—」

講演：伊藤真さん（弁護士・伊藤塾塾長）

「憲法クン」は70歳！引退させてなるものか：松元ヒロさん（ツッコミ型芸人の第一人者。テレビが嫌う政治、時事ネタが真骨頂で、歴代首相の物まねで、その政策を容赦なくこき下ろす。）

日時：2015年7月22日（水）18:00開場 18:30開演

会場：練馬文化センター 小ホール（東京都練馬区練馬1-17-37）入場料：1000円 学生：500円

主催：ねりま九条の会 <http://www.nerima9zyo.com>

▼今月は、到底見過ごすことのできない時事問題を取り上げ、関連する3記事をお届けしました。

特定非営利活動法人 人権・平和国際情報センター Human Rights and Peace Information Center Japan
〒171-0014 東京都豊島区池袋2-17-8 丸+ビル402号 電話&FAX 03-6914-0085 <http://www.hurp.info/>